

令和5年度 大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金 補助金申請のてびき

1 補助金の概要

(1)趣旨

この補助金は、地域の課題を解決するための活動やコミュニティ活動、防犯活動など地域住民が自主的に取り組む活動を市が側面的に支援することで、地域における活力の活性化を図り、市民との協働による安全なまちづくりの推進につなげるため、自治会等に対し、予算の範囲内において交付する制度です。

(2)制度利用対象

一定の地域において、地域住民の互いの協力により当該地域における課題を解決することを目的に、おおむね30以上の世帯で自主的に組織された団体

◎ポイント

自治会への加入世帯数が現在30以上なくても、未加入の世帯への事業参加の勧誘や近隣の自治会等と合同で実施するなど、事業への参加世帯数がおおむね30以上になれば申請することができます！

(3)補助内容

次の事業で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施するもの

①地域活性化事業 地域住民の交流を促進し、地域の活性化を図るための行事等の実施 例：世代間交流事業、地域のふれあい祭、レクリエーション大会など
②防犯活動事業 地域の防犯計画を検討するための会議、啓発、講演会、パトロール等の実施 例：防犯パトロール、防犯マニュアルの作成、防犯講習会、防犯対策会議など
③防犯資機材整備事業 防犯活動に必要な資機材等の整備 例：腕章、タスキ、ジャンパー・ベスト、防犯パトロール詰め所用提灯、感知式防犯灯（センサーライト）など
④地域イベント活動事業 新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している地域活動を活性化するため実施する地域イベント活動 ※1団体1つのイベントのみ
⑤集会施設小規模修繕等事業 <u>令和5年度新設</u> 自治会会員の会費により費用を負担している地域活動の拠点である集会施設の使用に伴う劣化や破損部分の機能を維持するための小規模な修繕

(4)市の予算額について

市の補助金の予算額は550万円です。なお、各団体からの交付申請額の合計が予算額を超えた場合は、規定※により算出した補助金額に応じ、交付決定額が予算の範囲内になるよう按分します。

※大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金交付要綱第5条より

(5)補助対象経費及び補助基準額

事業区分	補助対象経費	補助基準額
地域活性化事業	講師謝礼等、交通費、通行料、消耗品費、印刷製本費、石油等燃料費、医薬材料費、クリーニング代、保険料、警備費、会場使用料、物品借上料その他市長が特に必要と認める経費	当該自治会等を構成する世帯数に200円を乗じた額
防犯活動事業		
防犯資機材整備事業	腕章、ジャンパー、懐中電灯、青色回転灯等の購入費、感知式防犯灯（センサーライト）の設置費	当該自治会等を構成する世帯数に500円を乗じた額
地域イベント活動事業	講師謝礼等、交通費、通行料、消耗品費、印刷製本費、石油等燃料費、医薬材料費、クリーニング代、保険料、警備費、会場使用料、物品借上料その他市長が特に必要と認める経費	1つのイベントのみ、200,000円を対象経費の限度とする
集会施設 小規模修繕等事業	畳表替え、障子・ふすまの張り替え、建具等の補修、破損した雨樋・窓ガラス等の取替、照明器具・コンセント・スイッチ類の修繕・取替、給排水設備修繕・取替、ガスコンロ・瞬間湯沸器等ガス機器の修繕・取替その他市長が特に必要と認める経費	1施設当たり、100,000円を対象経費の限度とする

※上記補助基準額の1/2（1円未満切り捨て）が補助金の限度額となります。

(6)補助対象とならない経費

- ①事業実施期間（令和5年4月1日から令和6年3月31日）外に発生した経費
- ②飲食代金（但し、内容によって該当する場合がありますのでご相談ください）
- ③参加者の宿泊費
- ④娯楽・観光施設を利用する場合の入場料等に要する経費
（注）学習を目的として見学など行う場合は対象となります。
- ⑤多額の謝礼金など社会通念上適当でないとした経費
（注）多額の謝礼（1回の上限30,000円まで対象）、心づけやチップ、団体役員等への謝礼等は対象となりませんが、実費弁償に相当する謝礼は対象となります。
- ⑥個人への支給品にかかる経費（景品・賞品・参加記念品・〇〇購入チケット等）
（注）地域イベント活動事業については、対象となる場合もありますのでご相談ください。
- ⑦集会所の光熱水費等施設の運営及び維持のために必要な経費
- ⑧領収書等により支払いが明確にできない経費
- ⑨委託料の添付書類として内容明細書のないもの
（注）委託料については領収書のみでは対象となりません。

(7)補助金の決定

補助金の交付申請のあった事業については、その内容を書類審査のうえ市長が決定し、その旨申請者に通知します。

(8)補助金の支払い

全ての補助対象事業が完了した日から起算して30日以内に、実績報告書兼請求書を提出していただきます。実績報告書の内容に基づき補助金額を確定し、それに基づき支払います。

2 申請方法等

(1)提出方法 直接・郵送又はメール ※押印不要です

(2)申請受付期間 令和5年7月25日(火)～8月25日(金)
※郵送の場合は、8月25日(金)の消印まで有効です。

(3)申請できる事業数

補助対象事業として、「地域活性化事業」、「防犯活動事業」、「防犯資機材整備事業」、「地域イベント活動事業」「集会施設小規模修繕等事業」の5つの事業区分から、複数の事業を申請することができます。

(4)提出書類

- ①《様式第1号》大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金交付申請書
- ②《別紙1》補助金交付申請額内訳書
- ③《別紙2》事業計画書【事業概要(表面)、収支予算(裏面)】(事業ごとに必要)
- ④ 事業実施に係る資料
 - 事業の詳細等が記載されたもの(チラシ、会報、実施計画表など)
 - 資機材整備は物品の仕様書、見積書

(5)提出先

《直接の場合》 大阪狭山市 政策推進部 公民連携・協働推進グループ(市役所2階) 〔平日の午前9時～午後5時30分まで受け付けます。〕
《郵送の場合》 〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384-1 大阪狭山市 政策推進部 公民連携・協働推進グループ 宛 (注)必ず「地域力活性化支援事業補助金申請書在中」と明記してください。
《メールの場合》 Eメールアドレス: kyodo@city.osakasayama.osaka.jp 大阪狭山市 政策推進部 公民連携・協働推進グループ 大黒・石田宛

3 補助金交付決定後

申請された事業が全て完了した後、実績報告書等の提出が必要になります。

(手続きに必要な様式、記載方法の案内は交付決定通知書を送付する際に同封します)

実績報告の添付資料として、事業実施に係る領収書等の写し、記録写真、資料(チラシ、ポスター、案内・報告文書など)が必要です。保管・準備をお願いします。

また、事業の内容等を変更しようとするときは、公民連携・協働推進グループにご相談ください。

4 書類作成の手順(申請時)

ア. 申請する事業のすべてについて、次の①→②→③の順で書類を作成してください。

①番目 《別紙2》事業計画書【事業概要(表面)、収支予算(裏面)】

↓

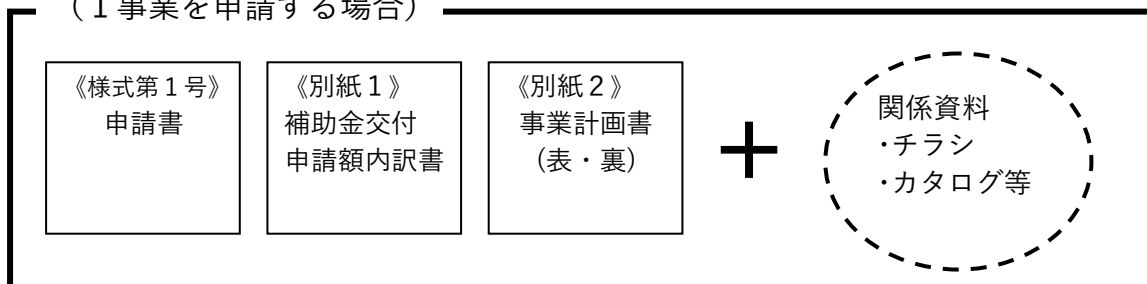
②番目 《別紙1》補助金交付申請額内訳書

↓

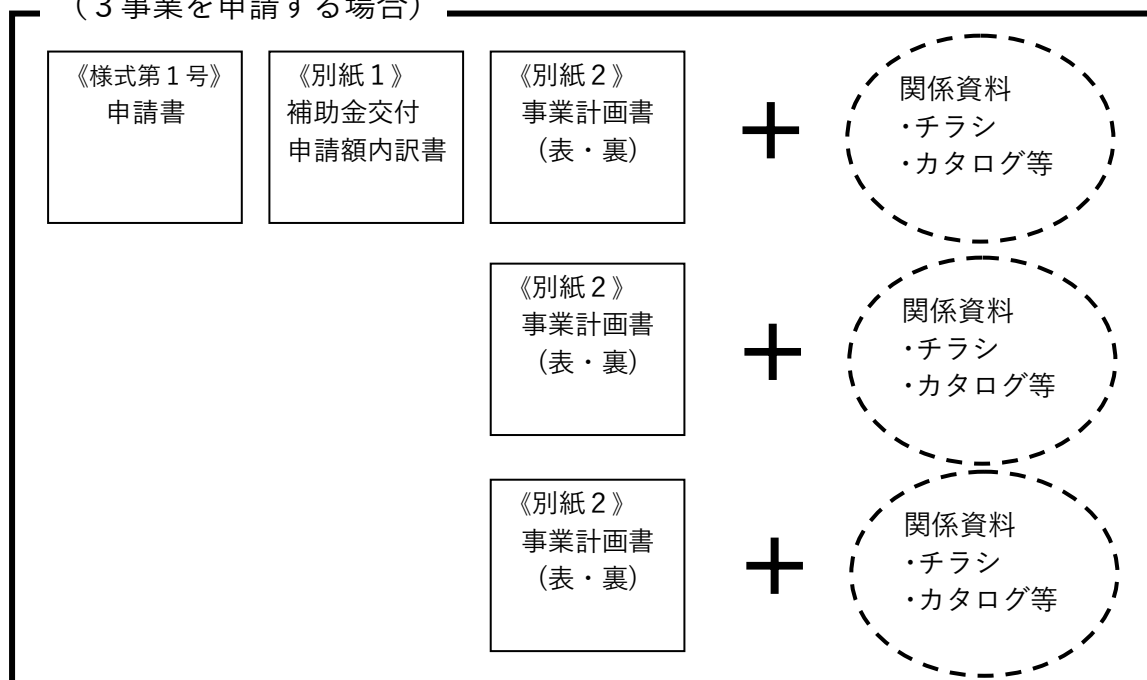
③番目 《様式第1号》大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金交付申請書

イ. 書類組み合わせ例

(1事業を申請する場合)



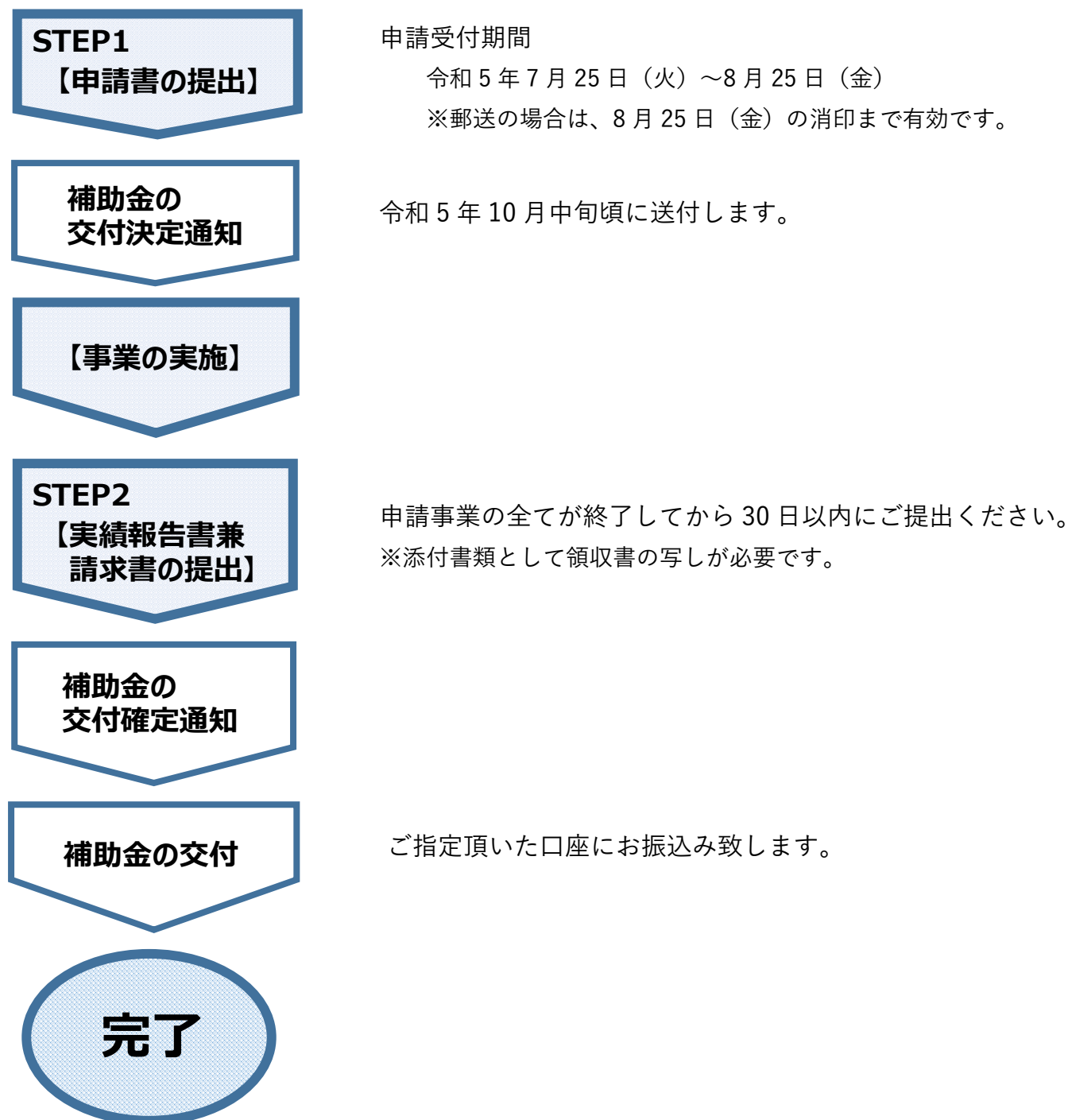
(3事業を申請する場合)



※一部ずつしか同封していませんので、必要に応じてコピーをしてください。

※別紙2の事業計画書は事業ごとに必要です(3事業の場合は3枚ご用意のうえ作成してください)

5 補助金交付までの流れ



問い合わせ先

大阪狭山市 政策推進部

公民連携・協働推進グループ 担当：大黒・石田

TEL：072 - 366 - 0011（内線 240・242）

FAX：072 - 367 - 1254

メール：kyodo@city.osakasayama.osaka.jp